

別表

事業収入における必要経費の取扱い

収入額は「総収入－仕入額－必要経費」で算出しますが、必要経費として認められるものについては、下記のとおりです。

収支内訳書（一般用）

科 目	認・否	
売上原価	○	
給料賃金	○	
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	
利子割引料	×	
その他の経費	租税公課	×
	荷造運賃	×
	水道光熱費	△
	旅費交通費	×
	通信費	×
	広告宣伝費	×
	接待交際費	×
	損害保険料	×
	修繕費	○
	消耗品費	○
福利厚生費	×	
雑費	×	

収支内訳書（農業用）

科 目	認・否	
雇人費	○	
小作料・賃借料	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
利子割引料	×	
その他の経費	租税公課	×
	種苗費	○
	素畜費	○
	肥料費	○
	飼料費	○
	農具費	○
	農薬衛生費	○
	諸材料費	○
	修繕費	○
	動力光熱費	○
	作業用衣料費	×
	農業共済掛金	×
	荷造運賃手数料	○
	土地改良費	○
	ライスセンター使用料	○
	用水利費	○
	作業委託費	○
雑費	×	

収支内訳書（不動産用）

科 目	認・否	
給料賃金	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	
借入金利子	×	
その他の経費	租税公課	×
	損害保険料	×
	修繕費	○
	雑費	×

収支内訳書（運送業等用）

一般用に加えて以下の科目

科 目	認・否
荷造運賃(該当業種に限る)	○
旅費交通費(該当業種に限る)※	○

※ ガソリン代・燃料費を含む。

注意事項

- は認められる経費、×又は表記がない科目は認められない経費
- △は家計消費分と事業所分とが明確に区分されている場合のみ認められます。
- 従業員を雇い、1人に対し年間130万円以上の給料賃金又は雇人費を経費として支出しているときは、他の者の生計を成り立たせる能力があると考えられることから、被扶養者とはなりません。
- 親族間の給料賃金は必要経費と認められません。
- インターネット販売における販売促進費は認められる経費とします。
- 運送業等には配送業および配達員、フードデリバリーサービスを含みます。
- 必要経費を控除した後の金額がマイナスになった場合、他の収入金額からマイナス分を控除することはできません。